

り、該勅令は本月四日附を以て報告せるものと相合して金屬材の消費に節約を行ひ以て國防の急務に對し供給の十分ならんことを計る目的に出でたるものにして産業に對する國家の干涉頗る其度を進めたるものあるを見る、該勅令に依れば第一、銅鐵、各種鐵類、鑄鐵、眞鍮、日耳曼銀、黃銅、銅板或は銅線を製造する工場は其製造品處分の自由を有せず陸海軍官廳のための外該製品を賣買し得ること第二、右製品に關しては既に締結済の契約と雖も之か履行は軍需次官の許可を要す、軍需次官は軍用行政用商工用并に一般消費を鑑み右許可を付與し又は之を拒絶す第三、軍需次官は該製産に従事せる工場の生産能力并に現在生産力に顧みて生産を調節按配し且つ各種需要に應ずるため工場に生産の分配を命ずることを得第四、軍需次官は該製品原料品の價格を基礎として定期に其價格を制定することの以上四點を規定せる外、之れか實施上の細則並に處罰に關する諸規定を包含す該勅令全文左の如し。

一九一六年三月三十日附勅令第三七〇號

第一條 戰爭繼續中伊國に於ける銅鐵各種鐵類、鑄鐵、眞鍮、日耳曼銀、黃銅、銅線或は銅板の製作工場は直接陸海軍官廳のために爲す外其名義の如何を問はず其製作品の處分を爲すことを得す

又私人或は法人に對し其製作品の賣買を爲す契約ありとするも軍需次官の許可なきときは之か履行を爲すことを得す但し契約當事者間又は軍事官廳に對する損害賠償請求權は此限にあらす

第二條 本令公布の日より十日以内に右工場監理者は其製作品の賣買契約にして目下進行中のもの及軍に賣渡の義務あるものをも之を軍需次官に届出

軍需次官は左の項目に基き右契約を差止め或は引渡量を減することあるべし

一、軍需並に陸海軍に對する需要

二、鐵道並に公共事業に對する需要

三、商業並に一般消費の必要

第三條 前條規定の目的を以て軍需次官は各工場の製産能力及現在生産出力に鑑み其生産を調節し並に國防及び公共の需要に對し各工場間に其生産の分配を命ずる權能を有す

軍需次官は原料品の價格に鑑み定期に右製産品賣買の基礎たるべき價格を制定す右規定の價格に對し抗議或は訴の申立を爲すを得す

第四條 本令に違反する行爲あるときは三箇月以下の禁錮並に五十リラ以上一萬リラ以下の罰金刑に處せらる

第五條 本令適用より生ずべき爭議に關しては一九一五年六月廿六日附勅令第九九三號第十條を以て決定せらるべし

第六條 陸海軍大臣は本令適用に關する細則を規定す

第七條 本令は其公布の翌日より實施せらる

●八幡製鐵所部長の更迭(五月十九日付)

製鐵所技師工學博士 服部 漸

製鐵所銑鐵部長を免す

製鐵所技師 葛藏 治

製鐵所製鋼部長兼務を命ず

製鐵所銑鐵部長を命ず 製鐵所技師 向井 哲吉

製鐵所技師工學博士 萩原 時次

製鐵所臨時建設部長を命ず

製鐵所工務部長を命ず 製鐵所技師 賴尾 巧

製鐵所鑑査課長を命ず

製鐵所技師 宗像 十郎

●製鐵所留學生規則 政府は本月八日官報(七日附)

勅令第百十五號を以て製鐵所外國留學生に關する件を公布